

ひな形

〔〇〇市(町村)〕
土砂災害警戒避難マニュアル(案)

(職員向け)

平成 〇年〇月〇日 策定

はじめに

近年、台風や集中豪雨により全国各地で毎年約 1,000 件の土砂災害が発生し、多くの人命が失われています。これら土砂災害に対する警戒避難体制の課題として、①避難勧告等の発令が災害発生に間に合わない場合がある、②避難勧告等が発令されても避難する住民が少ない、③避難場所が土砂災害によって被災、④要配慮者の被災比率が高い、等が挙げられています。

また、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(以下「土砂災害防止法」)」が平成 13 年 4 月に施行され、市町村は土砂災害警戒区域等の指定区域において土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を市町村地域防災計画に定めることとなっています。さらに、近年全国で甚大な被害を伴う土砂災害が発生していることを踏まえ、平成 27 年 1 月 28 日に土砂災害防止法が改正されました。

以上のような背景から、国土交通省は「土砂災害警戒避難ガイドライン(以下「国交省ガイドライン」)(平成 19 年 6 月、平成 27 年 4 月改定)を作成し、市町村の土砂災害に対する警戒避難体制の整備を支援することを目的に、土砂災害に対して特に留意すべき事項(情報の収集・伝達、避難勧告等の発令、避難場所の開設・運営、要配慮者への支援、二次災害防止、防災意識の向上)等の考え方をとりまとめ、内閣府(防災担当)は平成 29 年 1 月に「避難勧告等に関するガイドライン」を改訂し、市町村へ避難勧告等の基準例や、躊躇なく避難勧告等発令するための市町村の体制構築等に関する事項を示しています。

以上を受けて、「〇〇市(町村) 土砂災害警戒避難マニュアル」は、〇〇市(町村)の職員向けに土砂災害への対応・警戒避難体制に関する事項を整理したものです。

本マニュアルは、地域特性や住民のニーズを踏まえて継続的に内容を見直しつつ、警戒避難体制の向上を図っていくものです。

なお、本マニュアルは豪雨に起因するがけ崩れや土石流に対する警戒避難体制づくりを中心に記載しており、地すべり・深層崩壊や震災・火災等の大規模災害への活用については留意が必要です。

目次

1. 土砂災害に関する基本事項.....	1
1.1 土砂災害の種類.....	1
1.1.1 想定される土砂災害.....	1
1.1.2 土砂災害のおそれのある区域.....	2
1.2 土砂災害に関する情報の種類.....	3
1.2.1 気象に関する情報.....	3
1.2.2 避難に関する情報.....	8
1.2.3 土砂災害の前兆現象の種類.....	9
2. 平常時からの（土砂災害に対する）体制構築.....	10
2.1 土砂災害に警戒すべき区間・箇所.....	10
2.2 避難を要する区域（避難単位）.....	12
2.3 避難場所・避難ルート・時間等.....	12
2.4 避難場所等の安全確認.....	14
2.5 情報の収集伝達手段.....	15
2.6 避難勧告等の発令基準の設定.....	18
2.7 要配慮者への情報伝達方法.....	19
2.8 防災教育・訓練計画.....	21
3. 注意体制時の対応.....	24
3.1 注意体制時の情報確認.....	24
3.2 緊急時における前兆現象の確認.....	25
4. 警戒体制時の対応.....	26
4.1 避難勧告等の発令.....	26
4.2 避難勧告等の伝達.....	29
4.3 要配慮者への避難支援.....	30
4.4 二次災害防止（防災活動における留意事項）.....	30
4.5 避難勧告等の解除.....	31
5. 避難所の開設運営【参考】.....	32
5.1 避難所の開設・運営フロー図.....	32
5.2 避難場所の機能チェックリスト.....	34
5.3 避難場所における要配慮者への配慮.....	35
6. 関係機関の連絡先.....	36

1. 土砂災害に関する基本事項

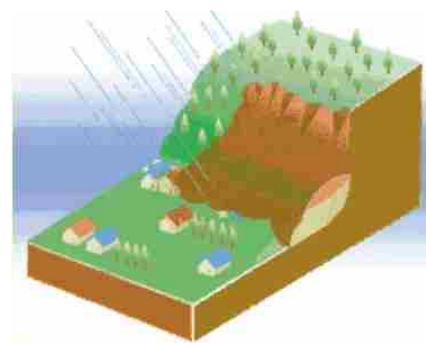
1.1 土砂災害の種類

1.1.1 想定される土砂災害

がけ崩れ(急傾斜地の崩壊)

▶ がけ崩れは、急な斜面がしみ込んだ雨水や地震により突然崩れ落ちる現象です。崩れた土砂は斜面の高さの2～3倍にあたる距離まで届くこともあり、土砂災害のなかで最も多く発生しています。

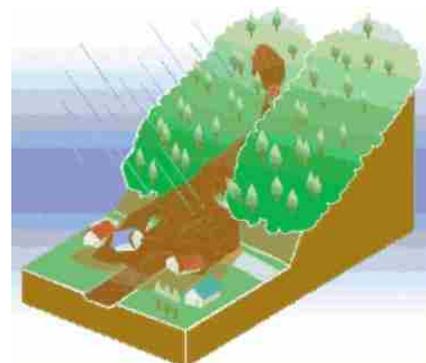
「がけ崩れ」は逃げる暇がないほど速いスピードと強い破壊力があるため、人命が奪われたり家が押し潰されるなど悲惨な災害になる傾向があります。



土石流

▶ 土石流は、山の斜面から崩れた土や石、谷底にたまっていた砂利や石などが、梅雨や台風の大雨や雪解けなどの水と一緒に一気に流れ出る現象です。

「土石流」は流れの急な川や沢があるところで起こることが多く、速いスピードと強い力で人命や家などの財産を奪い、道路や鉄道など交通網にも被害を及ぼします。



地すべり

▶ 地すべりは、地中の粘土など滑りやすい地層に雨水などがしみこみ、その影響で広範囲の土地が動き出す現象です。緩やかな斜面で起き、家や畑がある場所でも発生することがあります。

「地すべり」は広い範囲にわたって起こるのが特徴で、一旦動き始めると何年も何十年も動き続けることがあります。1日に数ミリ程度と見て分からないほど遅く動くものが多い一方、逃げる暇がないほど突然スピードを速めるものもあります。



出典：群馬県 HP

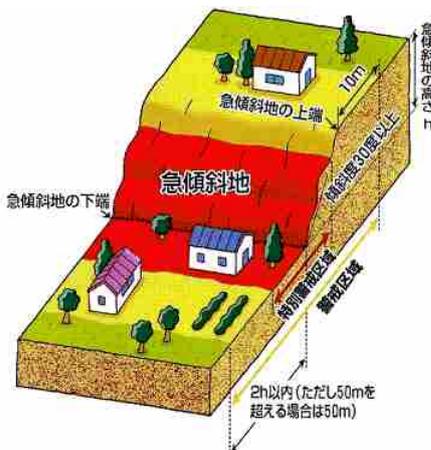
1.1.2 土砂災害のおそれのある区域

土砂災害おそれのある区域については、土砂災害防止法に基づいて県が調査し、その結果を公表しています。

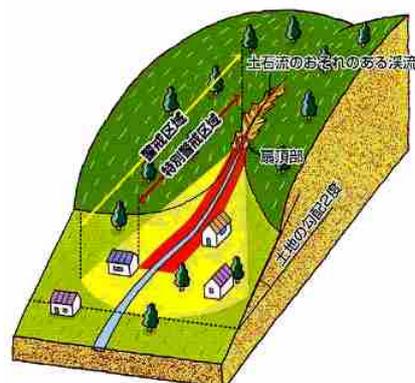
土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)	警戒区域内の通常の建築物は、法律で想定する土砂等の外力が作用しても損壊するおそれはないが、土石等が到達する可能性があり、屋外にいる人や窓等からの土石流入で中にいる人が被害を受けることが想定されます。
土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)	特別警戒区域内の建築物については、木造・プレハブ等の通常の建物が壊れ、中にいる人の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあります。

※ 法律が定めている外力は通常想定される土石等によるものであり、想定外の災害が発生することもあります。

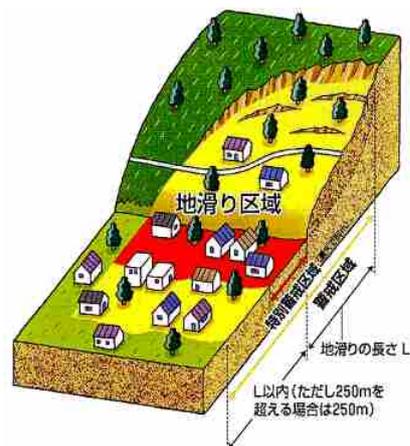
がけ崩れ(急傾斜地の崩壊)



土石流



地すべり



1.2 土砂災害に関する情報の種類

1.2.1 気象に関する情報

■大雨注意報（前橋地方気象台が発表）

大雨により災害の起こるおそれがあるときに発表されます。

■大雨警報（土砂災害）（前橋地方気象台が発表）

大雨により重大な災害の起こるおそれがあるときに発表されます。

■大雨特別警報（土砂災害）（前橋地方気象台が発表）

大雨警報の基準をはるかに超えた大雨により重大な災害の起こるおそれが著しく大きいときに発表し、最大限の警戒を呼びかけます。（発表基準：台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、もしくは数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合）

■記録的短時間大雨情報（前橋地方気象台が発表）

大雨警報発表時に、その地域にとって数年に一度しか起こらないような短時間の激しい雨を観測もしくは解析した場合、さらに強く警戒を呼びかけるために発表されます。

〇〇市町村 大雨注意報・警報等発表基準

〇〇市町村		府県予報区	群馬県
		一次細分区域	〇部
		市町村等をまとめた地域	〇〇地域
大雨注意報		雨量基準	1時間雨量〇〇mm
		土壌雨量指数基準	〇〇〇
大雨警報	浸水害	雨量基準	1時間雨量〇〇mm
	土砂災害	土壌雨量指数基準	〇〇〇
記録的短時間大雨情報		雨量基準	1時間雨量100mm

※大雨注意報・大雨警報等の目安となる雨量は、市町村により異なります。

■土砂災害警戒情報（群馬県+前橋地方気象台が発表）

大雨警報が発表されている状況で、大雨による土砂災害のおそれが高まったときに市町村単位で発表されます。 ※地すべりは対象外

■「土砂災害に関するメッシュ情報」

土砂災害警戒情報を補足する情報として、「群馬県土砂災害警戒情報・危険度情報HP（群馬県砂防課提供）」にて群馬県を5kmメッシュに分割し、メッシュごとに危険度をリアルタイムで判定しインターネットで提供していますので、日頃からこまめに確認しましょう。なお、このHPでは防災担当者向けに、1kmメッシュごとの危険度も確認する事が出来ます。

また、気象庁HPでも「土砂災害危険度判定メッシュ情報」として提供しています。各HPの閲覧方法は、後述していますので、確認をしておきましょう。

■雨量・水位情報（近傍の観測局データをインターネットで確認）

時間雨量、累計雨量、河川水位など、近傍の観測局のデータをインターネット等で確認しましょう。また、簡易雨量計を用いた雨量確認も有効です。

◇【参考】土砂災害に関する気象警報等が発表された際にとるべき行動の例

気象状況	気象庁の情報	市町村の対応	住民の行動等
<p>大雨の数日～約1日前 大雨の可能性が高くなる</p> <p>↓</p> <p>大雨の半日～数時間前 雨が降り始める</p> <p>↓</p> <p>雨が強さを増す</p> <p>↓</p> <p>大雨の数時間～2時間程度前</p> <p>↓</p> <p>大雨となる</p> <p>↓</p> <p>大雨が一層激しくなる</p> <p>↓</p> <p>広い範囲で数十年に一度の大雨</p>	<p>警報級の可能性</p> <p>大雨に関する気象情報</p> <p>大雨注意報</p> <p>大雨警報(土砂災害)</p> <p>大雨特別警報(土砂災害)</p> <p>記録的短時間大雨情報</p> <p>土砂災害警戒情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> 心構えを一段高める 職員の間接体制を確認 今後の気象状況に注意 <ul style="list-style-type: none"> 災害準備体制 (避難所を確保、防災対策情報を把握) 災害注意体制 (避難所、高齢者等避難開始の発令を判断できる体制) 避難準備・高齢者等避難開始 (発表中の注意報に、夜間に警報発表の可能性が高いと記載されている場合) 災害警戒体制 (避難勧告の発令を判断できる体制) 土砂災害発生危険度が高まっているメッシュ内の土砂災害警戒区域等に避難勧告 最大危険度のメッシュ内の土砂災害警戒区域等に避難指示(緊急) <ul style="list-style-type: none"> 特別警報の住民への周知 メッシュ情報を参照し、避難指示(緊急)等の対象区域を再度確認 	<p>Point 備えは大丈夫？</p> <p>気象情報やハザードマップを確認</p> <ul style="list-style-type: none"> 心構えを一段高める 土砂災害警戒区域等の危険な箇所を把握 避難場所や避難ルートを確認 <p>最新の情報を把握して、災害に備えた早めの準備を</p> <ul style="list-style-type: none"> 発表中の注意報に、夜間に大雨警報発表の可能性が高いと記載されている場合は、土砂災害警戒区域等にお住まいで避難行動に支援を必要とする方は、早めの避難 <p>Point 土砂災害警戒区域等にお住まいの方は早めの行動を！</p> <p>土砂災害警戒区域等にお住まいの方は地元市町村からの避難情報に留意するとともに「土砂災害警戒判定メッシュ情報」を確認し、速やかに避難</p> <ul style="list-style-type: none"> 大雨警報や土砂災害警戒情報の基準への到達が予想されるメッシュでは、土砂災害警戒区域等の外の少しでも安全な場所に避難 既に重大な災害が発生しているにもかかわらず極めて危険な状況 避難しようとしたときに屋外に出るとかえって生命に危険が及ぶと判断した場合は、少しでも命が助かる可能性が高い行動として2階以上の屋外からなるべく離れた部屋で待避 <p>数十年に一度のこれまでに経験したことがないような異常事態</p> <ul style="list-style-type: none"> 直ちに地元市町村の避難情報に従うなど適切な行動を！

出典：気象庁 HP

◇気象情報・雨量・水位情報等の収集先

情報名	収集先
気象情報・ 防災気象情報全般	<p>■前橋地方気象台 TEL：027-896-1536（観測予報担当 終日）</p> <p>■気象庁 HP <input type="text" value="気象庁 防災情報"/> <input type="button" value="検索"/></p> <p>■インターネット防災情報提供システム（気象庁） https://bosai.jmainfo.go.jp/（要 ID・パスワード）</p>
雨量・水位情報・ ダム情報等	<p>■「群馬県水位雨量情報」HP（群馬県河川課） <input type="text" value="群馬県水位雨量情報"/> <input type="button" value="検索"/></p> <p>■「川の防災情報」HP（国土交通省） <input type="text" value="川の防災情報"/> <input type="button" value="検索"/></p> <p>■気象情報を提供している民間の HP の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「雨量・雷観測情報」HP（東京電力） <input type="text" value="東京電力 雨量"/> <input type="button" value="検索"/> ・「日本気象協会 tenki.jp」HP（日本気象協会） <input type="text" value="日本気象協会"/> <input type="button" value="検索"/>
土砂災害警戒情報・ 土砂災害危険度情報	<p>■「群馬県土砂災害警戒情報・危険度情報」HP（群馬県砂防課） <input type="text" value="群馬県 土砂災害警戒情報"/> <input type="button" value="検索"/></p> <p>※防災関係機関用 URL（要 ID・パスワード） http://www.dosya-keikai-gunma.jp/bousaikikan/login.htm</p>
災害情報・ 道路通行規制情報等	<p>■「群馬県県土整備部防災情報」HP（群馬県建設企画課） <input type="text" value="群馬県県土整備部防災情報"/> <input type="button" value="検索"/></p>

【群馬県土砂災害警戒情報・危険度情報の概要】

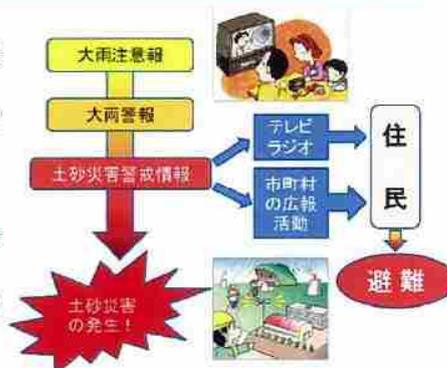
土砂災害警戒情報及び土砂災害危険度情報

(土砂災害警戒情報)

- ・「市町村が発する避難勧告」や「住民の自主避難の判断」の参考となるよう発表される防災気象情報で、市町村単位で発表されます。
- ・この情報は行政機関や報道機関等に伝達され、大雨注意報・警戒報と同様にテレビ等を通じ住民に周知されています。

(土砂災害危険度情報)

- ・土砂災害警戒情報を補足する情報として、県内を5キロ四方に分割した区域毎に、土砂災害発生危険度の高まりを表示しています。
- ・システムでは、現時点、1時間後、2時間後、3時間後における土砂災害発生の危険性を10分毎に更新し、表示しています。



○群馬県土砂災害警戒情報・危険度情報《<http://www.dosya-keikai-gunma.jp>》 利用方法

防災気象情報を見る場合

①市町村一覧図をクリック

②防災気象情報の発表状況図が表示される

土砂災害危険度情報を見る場合

①5kmメッシュ地図をクリック

②5km四方危険度情報が表示される

③見たいメッシュをクリック

④土砂災害発生の危険性を示す時系列グラフが表示される

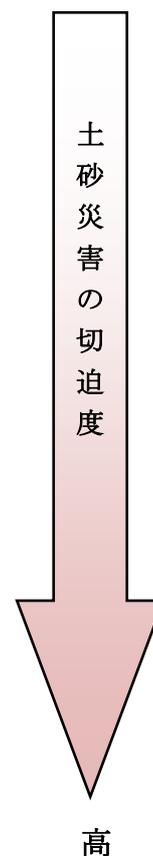
【群馬県水位雨量情報の概要】

1.2.2 避難に関する情報

■市町村が発表する避難情報の種類及び立退き避難が必要な居住者に求める行動

市町村が発表する避難情報には、「避難準備・高齢者等避難開始」「避難勧告」「避難指示（緊急）」の3種類があります。防災行政無線や広報車のほか、電話、FAX、テレビ、ラジオなどにより、確実に住民へ伝達します。

情報種別	住民立退き避難が必要な居住者等に求める行動
避難準備・高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none"> ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 ・その他の人は立退き避難の準備を整えとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2を行う。
避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none"> ・既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状況となっており、未だ避難していない人は、予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ緊急に避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2を行う。



※1 近隣の安全な場所：指定緊急避難場所ではないが、近隣のより安全な場所・建物等

※2 屋内安全確保：その時点で居る建物内において、より安全な部屋等への移動

参考：「避難勧告等に関するガイドライン」 内閣府

■ **避難場所の開設・住民避難状況の情報（住民、関係機関に伝達/避難場所等から情報収集）**

避難場所の開設状況は、住民に速やかに伝達します。

また、住民の避難状況について把握しておくことが重要です。

■ **支援に関する情報(住民、関係機関と協議)**

避難時において、誘導や福祉車両等の輸送車両の支援や、要配慮者等への避難支援について、町内会長や自主防災組織、福祉施設や病院等と協議して、支援体制を整備します。

1.2.3 土砂災害の前兆現象の種類

土砂災害の前兆現象については、平常時に水路の流量や斜面状況などを予め把握しておき、大雨が予想される場合等は事前に点検します。また、異常時の目安とするため、確認した内容について記録を残します。

◇土砂災害の前兆現象例

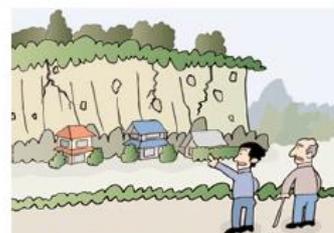
●**がけ崩れの前兆現象**



①がけから小石がパラパラと落ちてくる



②がけから水が湧き出ている



③がけに割れ目が見える

●**土石流の前兆現象**



①川の流れがにごり、流木が混ざりはじめる



②雨は降り続けているのに川の水位が下がる



③山鳴りがする

●**地すべりの前兆現象**



①沢や井戸の水がにごる



②地割れができる



③斜面から水が噴き出す

出典：内閣府HP

2. 平常時からの(土砂災害に対する)体制構築

2.1 土砂災害に警戒すべき区間・箇所

〇〇市町村において、土砂災害に警戒すべき箇所は、次のとおりです。

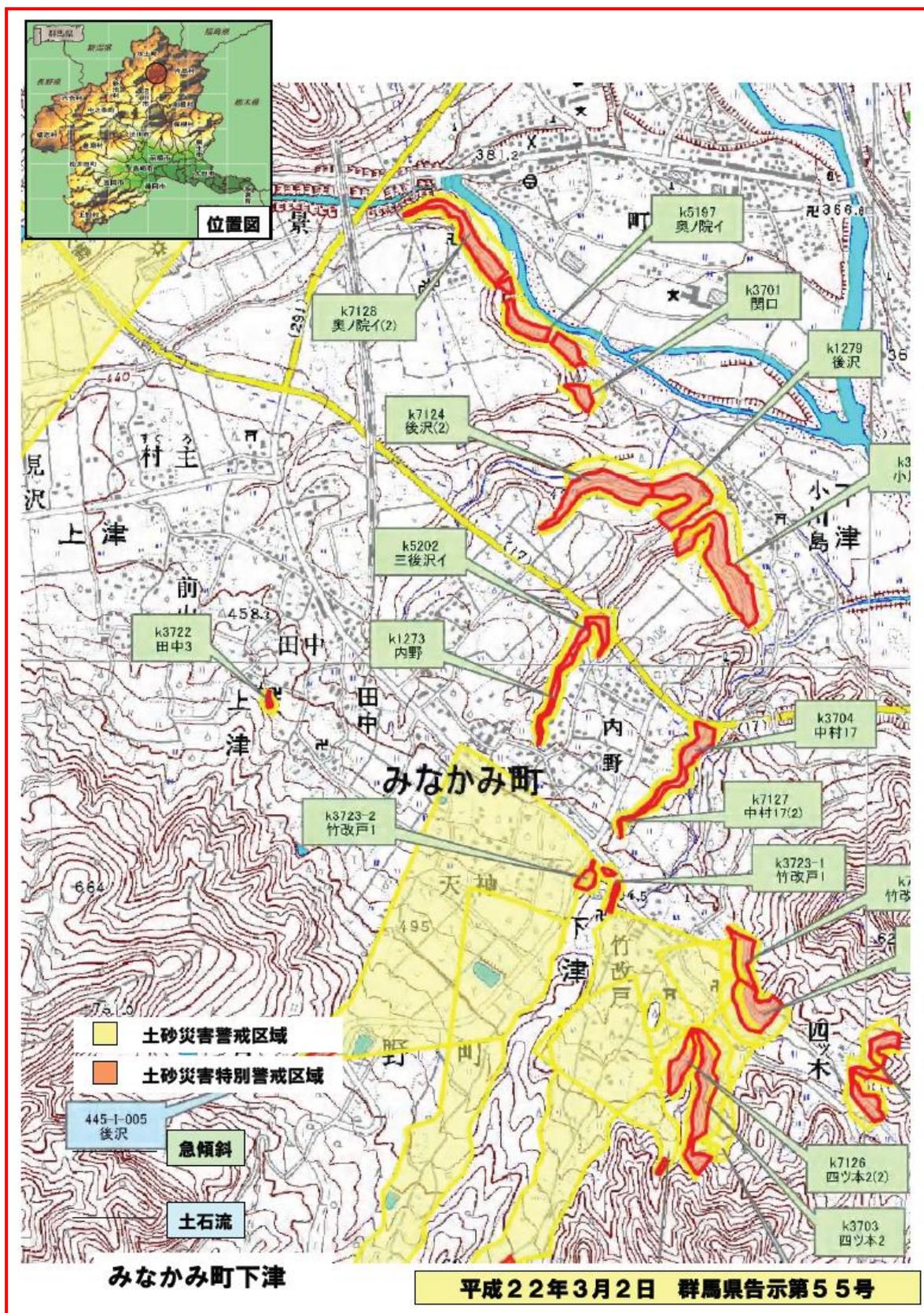
2.1.1 土砂災害に警戒すべき区間・箇所

区 分	警戒すべき区間・箇所	備 考
土砂災害警戒区域等 (急傾斜地の崩壊)	大字〇〇字〇〇地内 (〇箇所) 大字△△字△△地内	昭和〇年に土砂災害発生 全壊〇戸、半壊〇戸
土砂災害警戒区域等 (土石流)	〇〇川： 大字△△字△△地内	砂防堰堤〇基、整備済み
	△△川： 大字〇〇字〇〇地内	
土砂災害警戒区域等 (地すべり)	大字〇〇字〇〇地内 大字△△字△△地内	
土石流危険溪流	〇〇川： 字〇〇～字〇〇	
急傾斜地崩壊危険箇所	〇〇区域 △△区域	
山腹崩壊危険地区		
崩壊土砂流出危険地区		
地すべり危険箇所		

※巻末等に位置図を添付するのが望ましい。

※平常時から住民に周知する方法＝各戸配布、広報誌、市町村ホームページ掲載等

◇添付図の例（土砂災害警戒区域等 位置図）



参考：群馬県HP

2.2 避難を要する区域(避難単位)

土砂災害に対して同一の避難行動をとるべき地区単位(避難単位)は、次のとおりです。

2.2.1 避難を要する区域(避難単位)

警戒すべき区域・箇所	避難を要する区域(避難単位)	想定される災害・被害の様相	特記事項	メッシュ番号
〇〇地区	大字〇〇字◎〇地内	がけ崩れ 土石流	避難場所までの道が狭小 避難場所までの距離:最長 600m	
	大字〇〇字△〇地内 および字〇〇地内	土石流	〇〇橋以西、孤立の可能性あり 避難場所までの距離:最長 800m	
◎◎町	◎◎町〇丁目	がけ崩れ 土石流	S00年土石流により00戸全壊 避難場所までの距離:最長 700m	
△△地区				

※メッシュ番号は、“県内5kmメッシュ番号”を参照

2.3 避難場所・避難ルート・時間等

土砂災害の際に想定される避難者数、避難場所、避難ルート、避難に要する時間等は、次のとおりです。

2.3.1 避難対象者数の想定

町名字名	避難を要する区域(避難単位)	夜間人口			昼間人口	備考
		避難対象世帯数	避難対象人口	要配慮者人数	避難対象人口	
〇〇地区	大字〇〇字◎〇地内	10	25	5	18	
	大字〇〇字△〇地内 および字〇〇▲地内					
	大字〇〇字▲〇地内					
◎◎町	◎◎町〇丁目					
▲▲地区	大字▲▲字◎〇地内					
	大字▲▲字△〇地内					
計		10	25	5	18	

2.3.2 避難場所と避難ルートの想定

避難を要する区域 (避難単位)	避難場所				避難経路	避難場所までの距離 (km)
	施設の名称 所在地 連絡先(電話・FAX)	管理者	面積 (㎡)	収容 人員 (人)		
大字〇〇字 ◎◎地内	〇〇小学校体育館 〇〇市〇〇町〇-〇 Tel 0000-00-0000 Fax 0000-00-0000	〇〇市 教育委員会	〇〇	〇〇	市道〇〇 線	約 〇. 〇 km
◎◎町〇丁目						

2.3.3 避難に要する時間の想定

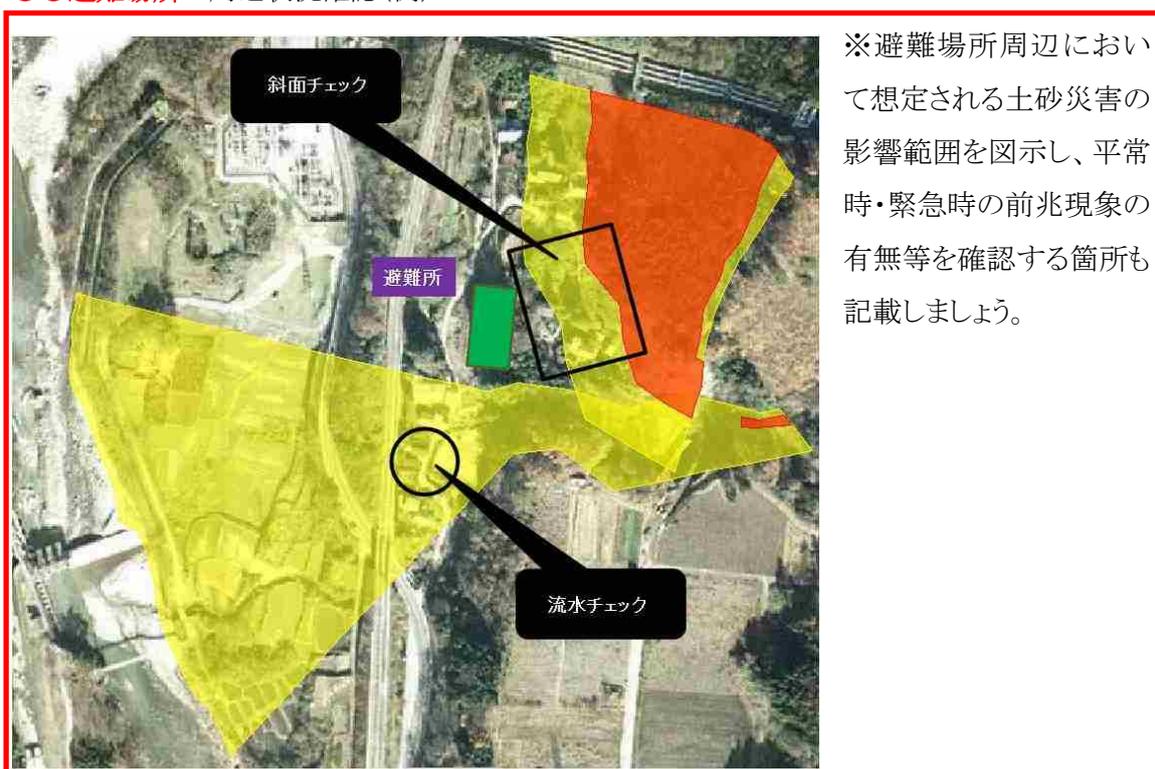
避難を要する区域 (避難単位)	区分	① 避難勧告等を市町村から住民に周知・伝達する時間 (分)	② 住民が避難の準備をする時間 (分)	③ 避難場所等への移動に要する時間 (分)	①+②+③ 計 (分)
大字〇〇字 ◎◎地内	要配慮者の避難に要する時間	10分	20分	60分	90分
	一般の住民の避難に要する時間	10分	20分	30分	60分
◎◎町〇丁目					

2.4 避難場所等の安全確認

2.4.1 避難場所等の安全確認チェックリスト

地区名	〇〇地区	避難場所	〇〇小学校（〇〇町 123 番地、TEL：000-0000）
確認項目			確認
① 避難場所の確認：			可・否
ア 市町村地域防災計画で指定している避難場所等			<input type="checkbox"/>
・ 浸水想定区域外にある建物であること			<input type="checkbox"/>
・ 土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所外であること			<input type="checkbox"/>
・ 夜間照明及び情報通信機器等を備えていること			<input type="checkbox"/>
イ 市町村地域防災計画の指定避難場所等以外の施設			<input type="checkbox"/>
・ 地域防災計画で指定されていない公共施設（学校、会館、体育館、集会所等）			<input type="checkbox"/>
・ 民間の集会施設、体育施設、宿泊施設等			<input type="checkbox"/>
・ この他、アの条件を満たす施設			<input type="checkbox"/>
② 避難場所候補の収容能力の検討：			
・ 避難時に使用可能な床面積			〇〇〇㎡
・ 収容能力（＝使用可能な床面積÷1.7㎡）			〇〇人
③留意点：			
・ 避難場所開設時に要チェック＝施設背後の斜面、近傍〇〇橋の流水			

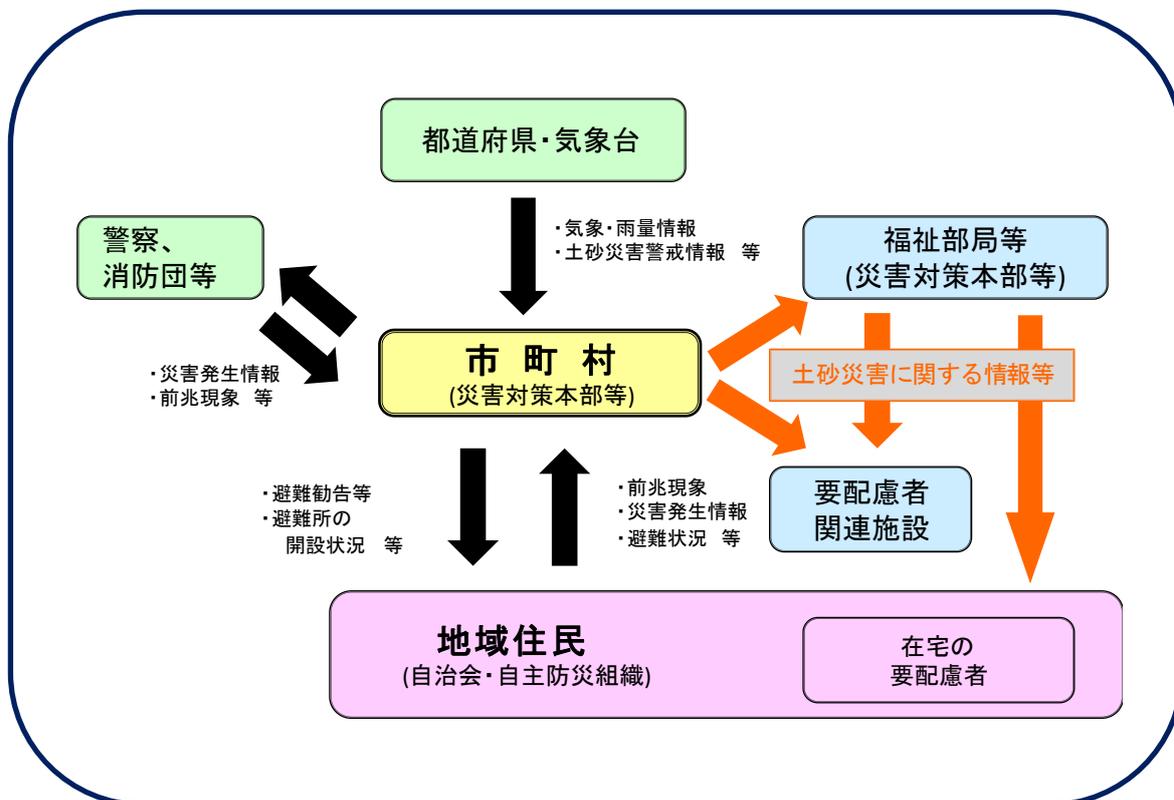
〇〇避難場所の周辺状況確認(例)



2.5 情報の収集伝達手段

2.5.1 土砂災害に関する情報の流れ

平常時から以下の流れで土砂災害や避難箇所等の情報を収集し、住民や関係部局と情報共有します。



出典：国土交通省ガイドライン 一部修正

2.5.2 情報の共有体制

◇土砂災害に関する情報の収集先

収集する情報	入手先	収集方法	連絡先等（電話番号・FAX等）
気象情報・ 災害情報全般	前橋地方気象台	インターネット	
土砂災害警戒情報・ 土砂災害危険度情報	県砂防課	インターネット	
雨量・水位情報	県河川課	インターネット	
災害発生情報等	〇〇消防署	電話 FAX	000-000-0000 000-000-0000
	〇〇警察署	電話 FAX	
災害発生情報・ 前兆現象等	自主防災組織	相互通報システム 電話 FAX	
	〇〇町自治会長	相互通報システム 電話 FAX	
災害発生情報等	放送機関		
災害発生情報等	県土木事務所		
災害発生情報等	国交省砂防事務所		

2.5.3 情報の収集伝達手段

情報の収集伝達先・伝達手段については、以下のように設定します。

◇情報の伝達先・伝達手段(例)

避難を要する区域		〇〇地区	発令区分	避難準備情報・避難勧告・避難指示	
伝達先		担当部署	伝達手段	電話番号 FAX 番号 (夜間番号)	受信確認 (受信者) (日・時:分)
①	防災行政無線(同報系・個別受信機)				
②	サイレン・半鐘				
③	広報車	広報車			
		その他の車両			
④	警察・消防署	警察署			
		消防署			
		消防団			
		その他			
⑤	自主防災組織・町内会等	〇〇地区自主防災組織			
		〇〇町内会長			
⑥	福祉関係者	社会福祉協議会			
		〇〇地区民生委員			
		介護保険制度関係者			
		障がい者団体			
⑦	避難場所	避難場所			
⑧	インターネット	ホームページ			
		携帯サイト			
⑨	放送機関	テレビ局			
		ラジオ局			
⑩	エリアメール等	一斉メール登録者 一斉FAX登録者			
⑪	関係機関 (市町村)	〇〇学校			
		〇〇センター			
⑫	関係機関 (県・国)	県土木事務所			
		河川事務所			

※上記の他、市町村地域防災計画で定める関係機関を記載する。

2.6 避難勧告等の発令基準の設定

避難勧告等の発令基準の設定に当たっては、住民、特に要配慮者の避難に関する時間を十分に考慮して、4.1 避難勧告等の発令(判断基準)を設定します。

2.7 要配慮者への情報伝達方法

2.7.1 要配慮者施設リスト

要配慮者関連施設への情報伝達方法は、次の通りです。

また、施設管理者が警戒避難体制を確立することを支援します。

◇要配慮者施設リスト

地区名	〇〇地区	避難場所	〇〇小学校（〇〇町 123 番地、TEL：000-0000）		
番号	1	2	3		
施設名	▲▲▲▲▲▲▲	〇〇〇〇〇〇	■ ■ ■ ■ ■ ■ ■		
種別	老人福祉施設	児童福祉施設	身体障害者更正援護施設		
所在地	〇〇町 100 番地	〇〇町 200 番地	〇〇町 300 番地		
電話番号	000-0000				
FAX 番号	000-0000				
情報の伝達方法	行政防災無線 電話・FAX				
避難場所までの距離	350m				
要配慮者の人数	20 名				
要配慮者の特性	短距離の歩行可：10 名 車いすを使用。自力で座位を保持できる：5 名 車いすを使用。自力で座位を保持できない：5 名				
移送方法	徒歩：10 名 車いす：5 名 リクライニング式車いす：5 名				
避難支援者	〇〇病院 〇〇町 500 番地 TEL：000-0000				
支援内容	ストレッチャー仕様車：1 台				

2.7.2 在宅の要配慮者への避難支援体制

在宅の要配慮者への避難支援体制は、防災関係部局と福祉関係部局が連携して、次の通りとします。

◇在宅の要配慮者リスト

地区名	〇〇地区	避難場所	〇〇小学校（〇〇町 123 番地、TEL：000-0000）	
番号	1	2	3	
氏名	群馬 太郎	上州 花子		
種別	高齢者	身体障害者		
所在地	〇〇町 10 番地	〇〇町 20 番地		
電話番号	000-0000			
FAX 番号	000-0000			
情報の伝達方法	行政防災無線 電話・FAX			
避難場所までの距離	150m			
要配慮者の特性	<ul style="list-style-type: none"> ・短距離の歩行可 ・車いすを使用し、自力で座位を保持できる ・車いすを使用し自力で座位を保持できない 			
移送方法	徒歩・リクライニング車いす ・車いす・ストレッチャー			
避難支援者	〇〇病院 〇〇町 500 番地 TEL：000-0000			
支援内容	ストレッチャー仕様車：1台			

【留意事項】

- ①個人のプライバシーを尊重し、情報の取り扱いには十分注意が必要です。
- ②自力で避難が困難な在宅の要配慮者が、避難時に支援を要する旨を自発的に前もって避難支援者や市町村に伝える意識を持つように、土砂災害に対する意識の向上を図ることが必要です。

2.8 防災教育・訓練計画

定期的に防災訓練を行うとともに、住民主体の防災訓練等を支援し、防災意識の向上を図るとともに、警戒避難に係る方法や体制の点検を行います。

防災教育・訓練計画の対象者は、一般の住民のほか、要配慮者を支援する施設管理者、介護福祉士や民生委員等に対しても検討します。

2.8.1 防災教育内容(例)

■ 教育内容例	
基本情報	<ul style="list-style-type: none">・土砂災害の種類・土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域・施設周辺で予想される土砂災害・気象情報等の各種情報と確認方法・避難情報の種類と内容・土砂災害の前兆現象の内容と確認方法
平常時の備え	<ul style="list-style-type: none">・施設周辺状況の確認・避難経路の確認・防災体制の配備と連絡系統及び役割・避難誘導および避難支援体制
緊急時の行動	<ul style="list-style-type: none">・注意体制・警戒態勢時の情報収集・避難準備および避難行動
その他	<ul style="list-style-type: none">・群馬県の災害事例等・各施設で教育が必要と判断される事項
■ 教育時期	
一般的に梅雨期は降雨が多く災害も多く発生することから、梅雨期を迎える前に防災教育・防災訓練を実施することが望まれる。	

2.8.2 防災教育・訓練実施記録

実施日		参加者		
年 月 日		〇名：		
項目		教育内容	実施	
基本情報	1	土砂災害の種類	・施設周辺で発生可能性がある土砂災害の種類と特徴	<input type="checkbox"/>
	2	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	・施設周辺の土砂災害(特別)警戒区域の範囲	<input type="checkbox"/>
	3	施設周辺で予想される土砂災害	・災害危険箇所の確認手法および確認内容	<input type="checkbox"/>
	4	気象情報の種類	・情報の種類 ・各情報の意味 ・各情報の発表のタイミング及び発表機関 ・各情報の入手先および確認方法	<input type="checkbox"/>
	5	雨量・水位情報		<input type="checkbox"/>
	6	避難情報の種類		<input type="checkbox"/>
	7	土砂災害の前兆現象	・施設周辺で見られる可能性がある前兆現象の内容	<input type="checkbox"/>
	8	緊急避難と避難場所避難	・避難の違いを確認	<input type="checkbox"/>
平常時の備え	9	施設周辺状況の確認	・想定される土砂災害の影響範囲や危険箇所	<input type="checkbox"/>
	10	避難経路の確認(施設外・施設内)	・避難場所までの避難経路(第1案)及び代替経路(第2案以降) ・施設内避難経路及び使用禁止場所・設備	<input type="checkbox"/>
	11	防災体制配備の目安	・入手する情報とそれに対して配備する体制 ・各防災体制時の参集職員(参集担当)	<input type="checkbox"/>
	12	役割分担	・担当ごとの役割内容	<input type="checkbox"/>
	13	職員の連絡体制	・連絡元及び連絡先	<input type="checkbox"/>
	14	避難誘導計画	・避難先、避難手段 ・割当グループ、グループに属する施設利用者、留意事項	<input type="checkbox"/>
	15	避難支援体制	・支援要請先(支援協力者)、支援内容	<input type="checkbox"/>
緊急時の行動	16	注意体制時の情報収集	・緊急時の各情報の入手先 ・緊急時に確認する情報の内容	<input type="checkbox"/>
	17	警戒体制時の情報収集		・各情報の関係者・関係機関(調整先、通報先)
	18	警戒体制時の避難準備	・避難準備として実施すべき行動	<input type="checkbox"/>
	19	避難行動	・避難時に実施すべき行動	<input type="checkbox"/>
その他	20	群馬県内の災害事例	・土砂災害の恐ろしさ、発生頻度 等	<input type="checkbox"/>
				<input type="checkbox"/>
訓練	21	避難訓練の実施時期等	・毎年、市と合同で梅雨前の6月に実施 ・支援協力者と合同で〇月に実施 等	<input type="checkbox"/>
				<input type="checkbox"/>

2.8.3 住民主導によるハザードマップ（作成例）



- ・土砂災害警戒区域等の土砂災害の影響範囲を記載し、避難場所の位置(■)や避難場所への経路(→)を記載しましょう。
- ・避難時に危険な場所(□、○)や、前兆現象をチェックする場所を記載しましょう。
- ・該当地区の土砂災害ハザードマップがあれば、それらを利用して作成できます。

【留意点】

- ①避難を要する区域から避難場所までの距離は概ね2.0kmを限度とし、徒歩による避難を原則として、危険が少ない避難ルート进行调查して決定します。
- ②迅速・安全な避難のため、予め崖下や浸水のおそれのある場所をできる限り避けて避難経路を設定しましょう。
- ③複数の安全な経路を選定しておくことや、防災訓練で避難を試行して、避難完了までの所要時間を把握しておくことが重要です。人数や所要時間によっては、1次避難、2次避難場所を設定することも大切です。

3. 注意体制時の対応

注意体制時（大雨注意報の発表時等）の行動を以下に示します。

注意体制から警戒体制への移行の目安となる情報を入手した場合は、速やかに総括責任者に報告することとします。

3.1 注意体制時の情報確認

情報名	収集先	備考
大雨注意報・大雨等に関する気象情報	<ul style="list-style-type: none"> ■前橋地方気象台 TEL：027-896-1536（観測予報担当 終日） ■気象庁 HP <input type="text" value="気象庁 防災情報"/> <input type="button" value="検索"/> ■インターネット防災情報提供システム（気象庁） https://bosai.jmainfo.go.jp/ (ID：XXXXXX、パスワード：YYYYYYYY) 	警戒体制への移行の目安となる情報を入手した場合は、速やかに総括責任者に連絡すること。
雨量・水位情報等	<ul style="list-style-type: none"> ■「群馬県水位雨量情報」HP（群馬県河川課） <input type="text" value="群馬県水位雨量情報"/> <input type="button" value="検索"/> 	<ul style="list-style-type: none"> 〇〇雨量局のデータに着目 〇〇水位局のデータに着目
	<ul style="list-style-type: none"> ■「川の防災情報」HP（国土交通省） <input type="text" value="川の防災情報"/> <input type="button" value="検索"/> 	〇〇雨量局のデータに着目
	<ul style="list-style-type: none"> ■気象情報を提供している民間のHPの例 <ul style="list-style-type: none"> ・「雨量・雷観測情報」HP（東京電力） <input type="text" value="東京電力 雨量"/> <input type="button" value="検索"/> ・「日本気象協会 tenki.jp」HP（日本気象協会） <input type="text" value="日本気象協会"/> <input type="button" value="検索"/> 	※この他、民間気象会社等の情報利用も考えられる
	施設前雨量局	簡易雨量計のデータに着目
土砂災害に関するメッシュ情報	<ul style="list-style-type: none"> ■「群馬県土砂災害警戒情報・危険度情報」HP（群馬県砂防課） <input type="text" value="群馬県 土砂災害警戒情報"/> <input type="button" value="検索"/> ※防災関係機関用 URL (ID：XXXXXX、パスワード：YYYYYYYY) http://www.dosya-keikai-gunma.jp/bousaikikan/login.htm	
災害情報 道路通行規制情報等	<ul style="list-style-type: none"> ■「群馬県県土整備部防災情報」HP（群馬県建設企画課） <input type="text" value="群馬県県土整備部防災情報"/> <input type="button" value="検索"/> 	
前兆現象等	住民、消防署、市町村担当課等	

3.2 緊急時における前兆現象の確認

消防団員や職員により危険地区を巡回する際は、以下のチェックリストを参考とします。

(1.2.3 前兆現象の種類 参照)

被害が及ぶおそれがある土砂災害の前兆現象が見られた場合は、総括責任者に連絡するとともに、消防署および市町村担当課等へ通報することとします。

地区名			
土砂災害の種別	チェック欄	前兆現象の例	一般的に現象が見られるタイミング
がけ崩れ (急傾斜地の崩壊)	<input type="checkbox"/>	・湧水量が増加している	災害 2～3 時間前
	<input type="checkbox"/>	・がけの表面に流水が発生している	
	<input type="checkbox"/>	・小石がバラバラ落下している	災害 1～2 時間前
	<input type="checkbox"/>	・新たな湧水が発生している	
	<input type="checkbox"/>	・湧水が濁っている	
	<input type="checkbox"/>	・湧水が停止している	災害発生直前
	<input type="checkbox"/>	・湧水が噴き出している	
	<input type="checkbox"/>	・斜面がはらみ出している	
	<input type="checkbox"/>	・小石がボロボロ落下している	
<input type="checkbox"/>	・地鳴りがする		
<input type="checkbox"/>	・斜面に亀裂が入っている		
土石流	<input type="checkbox"/>	・流水が異常に濁っている	災害 2～3 時間前
	<input type="checkbox"/>	・溪流内で転石音がする	災害 1～2 時間前
	<input type="checkbox"/>	・流木がみられる	
	<input type="checkbox"/>	・土臭いにおいがする	災害発生直前
	<input type="checkbox"/>	・流水が急激に濁りだしている	
	<input type="checkbox"/>	・地鳴りがする	
	<input type="checkbox"/>	・溪流の水位が激減している	
地すべり	<input type="checkbox"/>	・井戸水が濁っている	災害 2～3 時間前
	<input type="checkbox"/>	・湧水が枯れている	
	<input type="checkbox"/>	・湧水量が増加している	
	<input type="checkbox"/>	・池・沼の水位が急変している	災害 1～2 時間前
	<input type="checkbox"/>	・斜面に亀裂・段差が発生、拡大がみられる	
	<input type="checkbox"/>	・斜面や構造物がはらみ出している	
	<input type="checkbox"/>	・根が切れる音がしている	
	<input type="checkbox"/>	・落石や小規模な崩落が見られる	
	<input type="checkbox"/>	・樹木の傾きがみられる	災害発生直前
	<input type="checkbox"/>	・地鳴りや山鳴りがする	
	<input type="checkbox"/>	・地面が振動している	

※表に示した時間は目安であり、災害発生までの時間を確定するものではない。

4. 警戒体制時の対応

警戒体制への移行の目安となる情報を入手した場合は、**総括責任者**が警戒体制の配備を判断します。

警戒体制時の対応は、気象情報等の収集、土砂災害の危険性の確認を引き続き行って住民や関係機関への伝達・情報共有を行うほか、避難勧告の発令、避難場所の開設運営等を検討・実施します。

4.1 避難勧告等の発令

災害が発生または災害発生のおそれがある場合、市町村長は災害対策基本法に基づき、住民に対して避難勧告・避難指示（緊急）を発令します。また、避難勧告より前の段階で、避難に時間のかかる要配慮者とその支援者が立退き避難が必要と判断される時には、避難準備・高齢者等避難開始を発表します。

4.1.1 避難勧告等の発令基準(例)

避難準備・ 高齢者等避難開始	<ul style="list-style-type: none">大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、「群馬県土砂災害情報・危険度情報」の3時間後予測が危険と判定された場合大雨注意報が発表され、当日夕方の時点で翌朝までの大雨が予想される場合過去の被災時雨量に達すると予想される場合
避難勧告	<ul style="list-style-type: none">土砂災害警戒情報が発表された場合「群馬県土砂災害情報・危険度情報」の2時間後予測が危険と判定された場合大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合土砂災害の前兆現象が発見された場合
避難指示（緊急）	<ul style="list-style-type: none">土砂災害警戒情報が発表され、かつ「群馬県土砂災害情報・危険度情報」で現在（実況）で危険と判定された場合土砂災害が発生した場合山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合避難勧告等による立退き避難が十分でなく、再度、立退き避難を居住者に促す必要がある場合

【運用時の留意事項】

- ① 前兆現象の通報があった場合は、近隣の消防団や消防機関等に連絡するなどして状況を把握します。通報内容によっては速やかに発令する必要があります。
- ② 重要な情報については、情報を発表した気象官署、砂防関係機関等との間で相互に情報交換します。
- ③ 想定を超える規模の災害発生や、想定外の事象の発生もあることから、関係機関と情報交換を密に行いつつ、暴風域はどの辺りまで接近しているか、近隣で災害や前兆現象が発生していないか等の広域的な状況把握に努めます。
- ④ 土砂災害の前兆現象等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダー観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮しつつ、総合的な判断を行います。

4.1.3 避難勧告等の伝達内容

【呼び掛け時の留意点】

・豪雨時等は防災行政無線等の音声聞き取り難いことが想定されるため、大きな声で、はっきりと情報を伝える必要があります。

① 避難準備・高齢者等避難開始の伝達文(例)

- 緊急放送、緊急放送、避難準備・高齢者等避難開始発令。
- こちらは、〇〇市です。
- 〇〇地区に土砂災害に関する避難準備・高齢者等避難開始を発令しました。
- 土砂災害の危険性が高まることが予想されます。
- 次に該当する方は、避難を開始してください。
 - ・お年寄りの方、体の不自由な方、小さな子供がいらっしゃる方など、避難に時間のかかる方と、その避難を支援する方。
 - ・崖の付近や沢沿いにお住まいの方（早めの避難が必要となる地区がある場合に言及）については、避難を開始してください。
- それ以外の方については、避難の準備を整え、気象情報に注意して、危険だと思ったら早めに避難をしてください。
- 避難場所への避難が困難な場合は、近くの安全な場所に避難してください。

② 避難勧告の伝達文(例)

- 緊急放送、緊急放送、避難勧告発令。
- こちらは、〇〇市です。
- 〇〇地区に土砂災害に関する避難勧告を発令しました。
- 土砂災害の危険性が高まっています。
- 速やかに避難を開始してください。
- 避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に避難するか、屋内の高いところに避難してください。

③ 避難指示（緊急）の伝達文(例)

- 緊急放送、緊急放送、避難指示発令。
- こちらは、〇〇市です。
- 〇〇地区に土砂災害に関する避難指示を発令しました。
- △△地区で土砂災害の発生（または、山鳴り、流木の流出）が確認されました。
- 土砂災害の危険性が極めて高まっています。
- 未だ避難していない方は、緊急に避難をしてください。
- 避難場所への避難が危険な場合は、近くの安全な場所に緊急に避難するか、屋内の山から離れた高いところに緊急に避難してください。

4.2 避難勧告等の伝達

避難勧告等の伝達先・受信確認は以下のとおりとし、伝達は**防災行政無線等（戸別受信機及び屋外拡声機）により総務課長が行う**ものとします。

4.2.1 情報の伝達先・伝達手段

避難を要する区域	〇〇地区	発令区分	避難準備情報・避難勧告・避難指示		
伝達先	担当部署	伝達手段	電話番号 FAX 番号 (夜間番号)	受信確認 (受信者) (時間)	
①防災行政無線(同報系・個別受信機)					
②サイレン・半鐘					
③広報車	広報車				
	その他の車両				
④警察・消防署	警察署				
	消防署				
	消防団				
	その他				
⑤自主防災組織・町内会等	〇〇地区自主防災組織				
	〇〇町内会長				
⑥福祉関係者	社会福祉協議会				
	〇〇地区民生委員				
	介護保険制度関係者				
	障がい者団体				
⑦避難場所	避難場所				
⑧インターネット	ホームページ				
	携帯サイト				
⑨放送機関	テレビ局				
	ラジオ局				
⑩エリアメール等	一斉メール登録者				
	一斉FAX登録者				
⑪ 関係機関 (市町村)	〇〇学校				
	〇〇センター				
⑫ 関係機関 (県・国)	県土木事務所				
	河川事務所				

※上記の他、市町村地域防災計画で定める関係機関を記載する。

4.3 要配慮者への避難支援

2.7章で設定したリストを活用して避難支援を行います。

- 土砂災害に関する専門家等と連携して、要配慮者関連施設の安全性を確認します。
- 在宅の要配慮者の情報について、個人情報保護に十分留意しつつ、福祉部局との連携により情報共有を図ります。
- 要配慮者等に対する避難勧告について、消防団、自主防災組織、福祉関係者等を通じて、要配慮者や避難支援者に確実に伝達します。

4.4 二次災害防止(防災活動における留意事項)

- 災害発生後の防災活動にあたっては、二次災害等のおそれがあることから、監視員の配置やセンサー等を設置し、安全確保を徹底します。
- 必要に応じて土砂災害に関する専門家の助言を受けることを検討します。(国・県の関係機関等)
- 現地の見廻り点検等の防災活動時における被災も多いことから、土砂災害の特徴に留意することが必要です。

4.5 避難勧告等の解除

避難勧告等の解除は以下の解除基準で行い、また解除した旨を伝達します。

なお、土砂災害は、降雨が終わった後しばらくしてから災害が発生するケースがあるため、避難勧告等の解除は慎重に判断する必要があります。

4.5.1 避難勧告等の解除基準(例)

下記に該当し、土砂災害のおそれが無くなったと判断された場合

- ① 群馬県・前橋地方気象台が「土砂災害警戒情報」および前橋地方気象台が「大雨警報」を解除した場合。
- ② 「土砂災害危険度情報」の5km四方危険度情報の時系列推移グラフにおいて、現在の危険度が土砂災害発生危険性が非常に高い判定基準線を下回り、かつ今後の雨量が見込まれないと予測される場合。
- ③ 現地の状況(崩壊や新たな亀裂の有無等)について巡視・点検を行い、土砂災害の前兆現象がないことを確認した場合。
- ④ 災害を受けた地区に土砂災害観測機器等が設置され、警戒基準雨量を定めるなど警戒避難体制が確立した場合。
- ⑤ 被災した地区の応急復旧作業が完了し、安全度が災害前の状態まで回復した場合。
- ⑥ 避難住民が避難場所から帰宅する際の道路状況等についても安全性が点検・確認された場合。

【解除後の留意点】

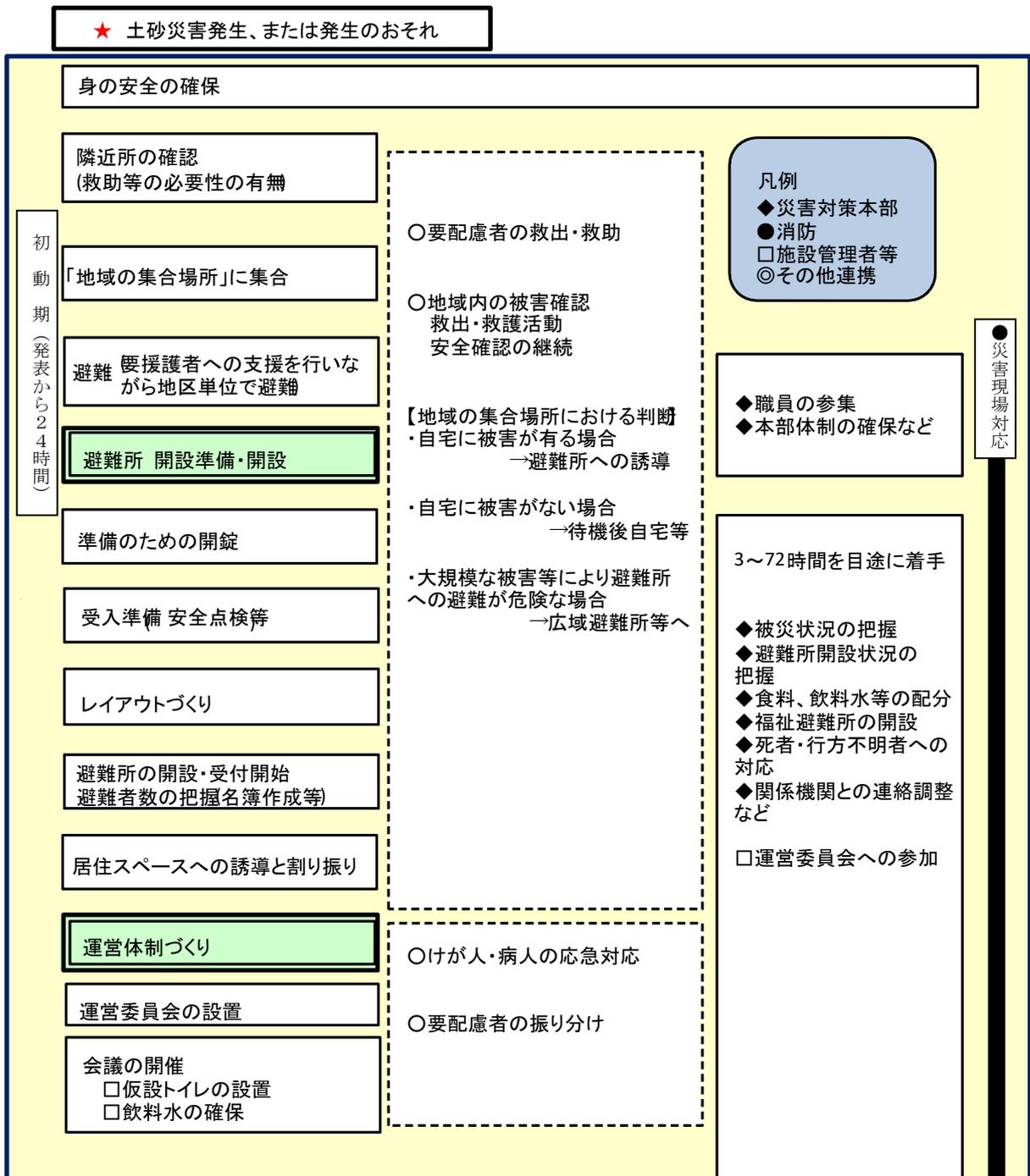
避難勧告等を発令し、避難場所へ避難したにも関わらず、土砂災害等による実質的な被害が起こらないケースは十分あり得ます。避難した住民の中には、相当な苦勞を伴って避難場所にたどり着いた方もいることが考えられ、こういった方々に対して下記(例)について可能な限り十分な説明を行い、空振りケースへの理解を求めるとともに、早期避難の重要性を確認し、更なる防災意識の向上を図る必要があります。

- 避難勧告等を発令した時点の気象状況を説明する(雨量の実況値及び予測値)。
- 避難勧告等の発令を判断した理由を説明する。
- 土砂災害による被害が発生しなかった理由を説明する。
- 土砂災害の発生があった場合は、想定した被害予想について説明する。
- 次回の避難行動に向けた反省点を整理する。
- 早期避難の重要性と、より一層の理解を求める。

5. 避難所の開設運営【参考】

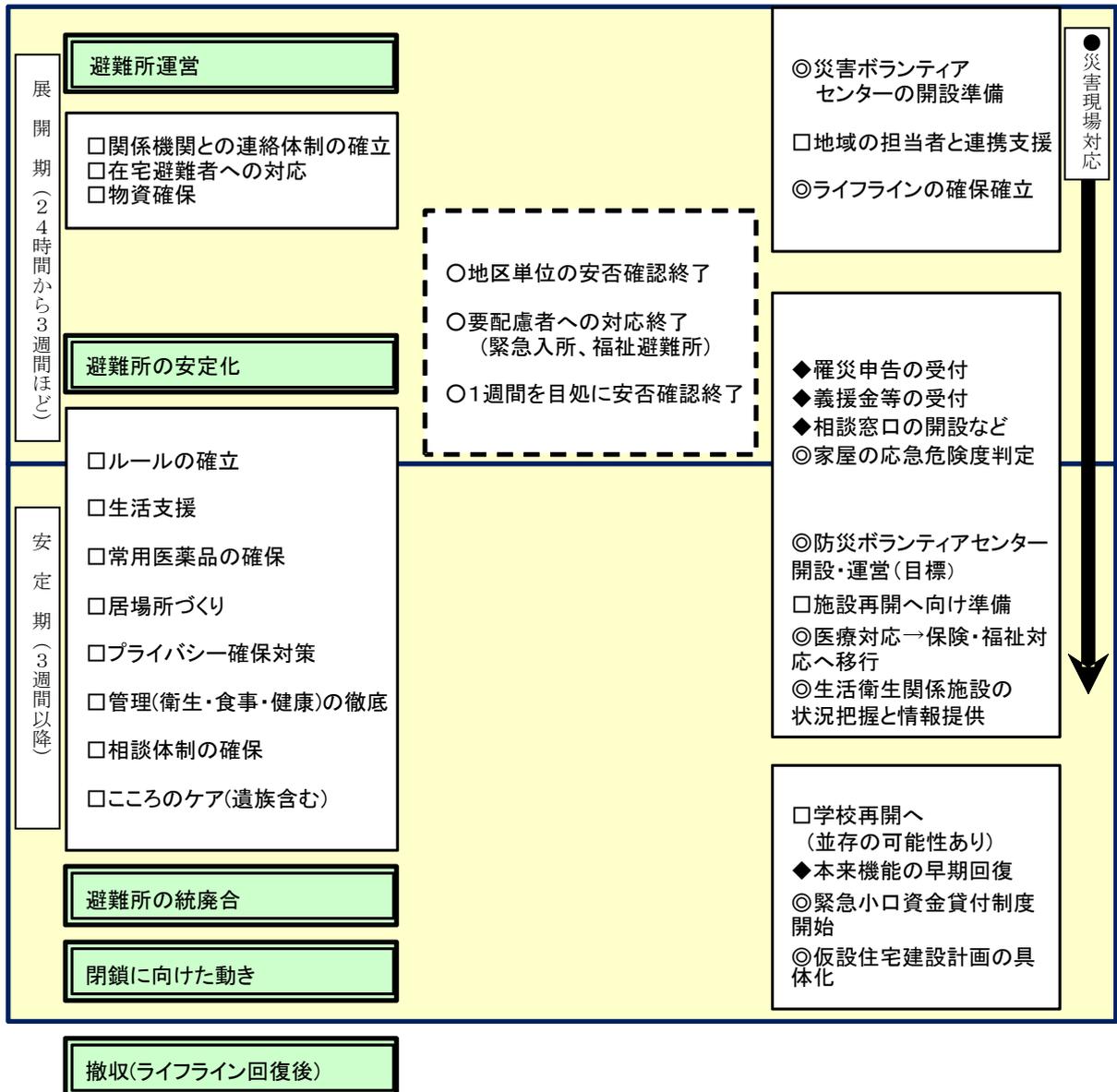
5.1 避難所の開設・運営フロー図

5.1.1 避難所の開設・運営フロー



※次頁に続く

5.1.1-② 避難所の開設・運営フロー(続)



5.2 避難場所の機能チェックリスト

機能分野	支援項目	支援内容	チェック欄
安全・生活基盤 の提供	①安全の確保	生命・身体の安全確保	<input type="checkbox"/>
		②水・食料・物資の提供	水の提供
	食料の提供		<input type="checkbox"/>
	被服の提供		<input type="checkbox"/>
	寝具の提供		<input type="checkbox"/>
	③生活場所の提供	就寝・安息の場の提供	<input type="checkbox"/>
		最低限の厚さ・寒さ対策	<input type="checkbox"/>
プライバシーの確保		<input type="checkbox"/>	
保険・衛生の確 保	④健康の確保	傷病を治療する救護機能	<input type="checkbox"/>
		健康相談等の保健医療機能	<input type="checkbox"/>
		専門家による心のケア	<input type="checkbox"/>
	⑤衛生的環境の提供	トイレの提供	<input type="checkbox"/>
		入浴の提供	<input type="checkbox"/>
		ゴミ処理	<input type="checkbox"/>
		防疫対策等、衛生的な生活環境の維持	<input type="checkbox"/>
情報支援	⑥気象・災害情報等の提供	気象・災害情報の提供（テレビ等）	<input type="checkbox"/>
		安否確認情報の提供	<input type="checkbox"/>
	⑦情報伝達手段の提供	非常用電話の提供	<input type="checkbox"/>
	⑧生活支援情報の提供	営業店舗の情報	<input type="checkbox"/>
		開業医療機関の情報	<input type="checkbox"/>
	⑨復興支援情報の提供	生活再建の情報	<input type="checkbox"/>
		仮設住宅の情報	<input type="checkbox"/>
復興支援の情報		<input type="checkbox"/>	
コミュニティー支援	⑩コミュニティーの維持・ 形成の支援	避難者同士の連携支援	<input type="checkbox"/>
		従前のコミュニティーの維持	<input type="checkbox"/>
維持・管理	⑪施設の維持・管理	設備の維持・管理	<input type="checkbox"/>
		非常用電源の維持	<input type="checkbox"/>

5.3 避難場所における要配慮者への配慮

要配慮者は一般の住民と比べて、自由に移動ができなかつたりするため、より大きなストレスが生じることも考えられます。

そのため、要配慮者用への配慮として、以下の事項等について検討します。

- 個室等の確保
- 最寄りの病院・医師等と連携し、避難してきた要配慮者等の体調チェック
- 医療対策等を含めた受け入れ体制の検討
- 福祉避難場所への移動など

6. 関係機関の連絡先

名称	連絡先1	連絡先2	摘要
群馬県			
県土整備部 砂防課	027-226-3631 (FAX) 027-243-1680	sabouka@pref.gunma.lg.jp	・水位・雨量情報 ・土砂災害警戒情報
総務部 危機管理課	027-226-2255 (FAX) 027-221-0158	kikikanri@pref.gunma.lg.jp	・避難情報の伝達 ・県防災行政無線の使用
県土整備部 道路管理課	027-226-3595 (FAX) 027-243-7285		・通行規制状況（国道・ 県道）
健康福祉部 健康福祉課	027-226-2516 (FAX) 027-223-2670		
健康福祉部 介護高齢課	027-226-2561 (FAX) 027-223-6725		
健康福祉部 障害政策課	027-226-2631 (FAX) 027-224-4776		
生活子ども部 私学・子育て支援課	027-226-2143 (FAX) 027-226-2100		
生活子ども部 児童福祉・青少年課	027-226-2628 (FAX) 027-223-6526		
群馬県 〇〇土木事務所			
その他 官庁			
前橋地方気象台	027-896-1220		・気象情報・雨量情報 ・土砂災害警戒情報
〇〇広域消防組合			・避難情報の伝達 ・広報車による啓発 ・緊急「119番」
〇〇消防団〇分団拠 点施設			・避難情報の伝達
〇〇警察署			・避難情報の伝達 ・緊急の場合は「110番」
医療機関・介護施設等			
〇〇診療所			・医療機関
〇〇病院			・地域災害医療センター
〇〇サービスセ ンター			・介護施設
地域・その他			
地区区長	事前に各区長の連 絡先入手		・避難情報の伝達 ・避難場所運営の連絡
NTT災害用伝言ダイヤ ル	伝言録音 171-1-（電話番号）	伝言再生 171-2-（電話番号）	・安否確認及び連絡

※地域防災計画に記載されている関係機関を記載する。